

自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）

更新日：2025年9月1日

自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）の概要等

概要

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者を対象に「交通反則通告制度」（いわゆる「青切符」）が導入されます。

比較的軽微な交通違反に対して反則金を納付すれば、刑事罰が科せられない制度で、これまで自動車や原動機付自転車に適用されていたものが、自転車にも拡大されるものです。

対象者

16歳以上の自転車運転者

対象となる違反行為

信号無視、一時不停止、スマートフォンや携帯電話の使用（ながらの運転）、傘差し運転、通行区分違反など、113種類の違反行為が対象となります。

反則金

違反行為に応じて、原動機付自転車と同程度の3,000円から12,000円の反則金が課せられます。

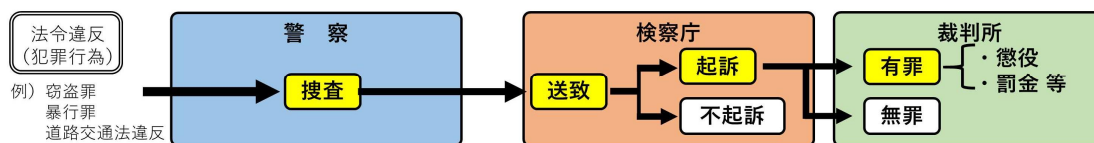
対象外の違反

飲酒運転や妨害運転など、悪質な違反行為については、これまでどおり「交通切符」（赤切符）が交付され、刑事罰の対象となります。

交通反則通告制度

- 交通反則通告制度とは、運転者がした一定の道路交通法違反（反則行為：比較的軽微であって、現認、明白、定型なもの）について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度。
- 現在の本制度の対象は自動車と原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む。）であり、自転車を含む軽車両は対象外。

【一般的な刑事手続（事件）の流れ】



【交通反則通告制度と刑事手続との関係】

